

国立大学法人滋賀医科大学動物実験委員会規程

平成16年4月 1日改正

平成28年8月 1日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規定第12条第2項の規程に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学における動物実験に関する指針の適正な運用に努めるため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 動物実験に関する指針に関すること。
- (2) 動物実験計画の審査に関すること。
- (3) 実験動物の飼育管理、飼育環境に関すること。
- (4) その他動物実験に関する重要事項

2 委員会は、動物実験に関する計画等に対して、適切な助言及び指導を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
 - (ア) 学長が指名する理事 1名
 - (イ) 医学科基礎医学講座の教員 2名
 - (ウ) 医学科臨床医学講座の教員 2名
 - (エ) 看護学科の教員 1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (ア) 動物生命科学研究センター長
 - (イ) 動物生命科学研究センターの教授
 - (ウ) 動物生命科学研究センターの准教授
 - (エ) 動物生命科学研究センター職員 若干名
- (3) その他学識経験を有する者
 - (ア) 動物実験に携わらない教員 若干名

2 前項第1号(イ)から(エ)及び第2号(エ)並びに第3号の委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(倫理性を審査する必要がある研究の審査)

第7条 本学において行う動物を用いた研究の倫理性の審査については、国立大学法人滋賀医科大学動物生命科学研究倫理委員会規程に定めるところによる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。